

8・9ページ <変更>

【各区障がい者基幹相談支援センター】

※ 事業所の所在地の変更

名 称	所 在 地	電 話	ファックス
西淀川区障がい者基幹 相談支援センター	〒555-0033 西淀川区姫島5-3-16	4808-3080	4808-3082
旭区障がい者基幹 相談支援センター	〒535-0013 旭区森小路2-18-7 Shyt101	4254-2339	6180-6901

10ページ <変更>

【地域活動支援センター（生活支援型）】

※ 事業所の所在地の変更

事業所名称	郵便番号	所在地	電話	ファックス
地域活動支援センター こころの相談室リーフ	533-0031	東淀川区西淡路 2-8-15 絆館	6815-8975	6815-8976

13ページ <変更>

【不当な差別的取扱い等に関する相談窓口】

※ 城東区役所のFAX番号の変更

区名	担当	電話	ファックス
城 東 区	保健福祉課（保健福祉）	6930-9069	050-3535-8688
	市民協働課（市民活動支援）	6930-9743	050-3535-8685

20～21 ページ <修正>

※ 交通機関の利用料金割引制度における第1種の身体障がい者を示す「◆」印の修正
（視覚障がい2級の4、3級の4に「◆」印を追加）

身体障がい者障がい程度等級表

級等	視覚障がい
1級	◆視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2級	◆1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの
	◆2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	◆3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの
	◆4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3級	◆1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。）
	◆2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	◆3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの
	◆4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

27 ページ <変更>

【大阪市職業リハビリテーションセンター】

※ 科目と募集定員の変更（科目変更に伴いコースは削除）

科目	対象	入校月	訓練期間	募集定員
オフィス実務科	身体障がいのある方	4月	1年	10名
ビジネスパートナー科	知的障がいのある方		1年	10名
ワーキングスキル科				15名
ジョブ・コミュニケーション科	発達障がいのある方		1年	5名
ワークアドバンス科	精神障がいのある方		1年	7名
ICTテレワーク科	障がいのある方 （障がいの種別を問いません）	10月	1年	5名

38ページ <追加>

【日常生活用具給付事業】

※ 令和5年4月1日から品目を追加

品目名		障がい者手帳等の区分	等級等	その他制限等
情報・意思疎通支援用具 (給付)	人工内耳専用電池 (空気電池)	聴覚障がい	2～6級	現に人工内耳を装着している方
	人工内耳専用電池 (充電式電池)			
	人工内耳専用充電器			

43・44ページ <変更・廃止>

【地域活動支援センター事業】

○地域活動支援センター（活動支援A型）

※ 事業所名の変更

事業所名称	郵便番号	所在地	電話	ファックス
地域包括支援センター 大阪マック	556-0006	浪速区日本橋東 1-3-5	6648-1717	6648-1300
みどり作業所	538-0052	鶴見区横堤 4-24-8	6914-2799	6914-4144

※ 令和5年3月31日で廃止

事業所名称	郵便番号	所在地	電話	ファックス
【廃止】 画布	544-0031	生野区鶴橋 2-18-11	6731-6111	6796-7021
【廃止】 コロたま倶楽部	558-0023	住吉区山之内 1-1-29 サンライズあびこ 1F	6690-1260	6690-1260

56ページ <修正>

※ 脱字の修正

【特別障がい給付金】身 知 精

窓 口：区役所保険年金業務担当

《所在地：裏表紙 電話：各区の局番（104ページ）＋9956》

次の①・②のどちらかであって、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）があり、現在、障がい基礎年金1級・2級相当の障がいに該当する方に支給されます。

ただし、65歳に達する日の前日までに障がいの状態に該当し、請求された方に限ります。

（以下、省略）

59ページ <改定>

※ 令和5年4月1日より、各手当の支給額の改定。

【特別障がい者手当】

支給額：（改定前）月額 27,300円

：（改定後）月額 27,980円

【障がい児福祉手当】

支給額：（改定前）月額 14,850円

：（改定後）月額 15,220円

【特別児童扶養手当】

支給額：（改定前）月額 重度の障がい 52,400円 / 中程度の障がい 34,900円

：（改定後）月額 重度の障がい 53,700円 / 中程度の障がい 35,760円

105 ページ <変更>

【各区民生委員・児童委員業務、育成医療業務の問い合わせ先】

※ 城東区役所のFAX番号の変更

保健福祉センター	民生委員・児童委員業務			育成医療業務		
	担当	電話	ファックス	担当	電話	ファックス
城東区 保健福祉センター	保健福祉課 (福祉)	6930-9142	<u>050-3535-8688</u>	保健福祉課 (福祉)	6930-9092	<u>050-3535-8688</u>

114～116 ページ <変更> ※「(別添) 身体・知的障がい者相談員名簿」参照

※ 任期及び、相談員等の変更

【身体障がい者相談員名簿】 (別添1) 参照

【知的障がい者相談員名簿】 (別添2) 参照

裏表紙 <変更>

【 区役所・保健福祉センター 一覧】

※ 城東区役所のFAX番号の変更

区	所在地	保健福祉センター福祉業務担当		
		担当名称	電話	ファックス
城東区	〒536-8510 城東区中央3丁目5番45号	保健福祉課 (福祉)	6930-9857	<u>050-3535-8688</u>